

10 ICTの活用の推進

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは非連続と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。ビッグデータの活用等を含め、社会全体のデジタルトランスフォーメーション加速の必要性が叫ばれる中、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTはもはや必要不可欠なものである。

学校現場においては、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのない一人一人に応じた学びの実現を目指すGIGAスクール構想の推進により、学びの保障や、個々の才能を伸ばす観点で1人1台端末環境が極めて有効に活用されるようになった。また、クラウドの十全な活用¹により、情報の共有、共同編集、成果物の再構築などが格段に容易になることで、授業の様々な場面で、個別最適な学びだけでなく協働的な学びとの一体的な充実を図ろうとする取組も広がりを見せている²。1人1台端末をはじめとする充実したICT環境が学校現場に具備されたことで、従来から実施されていた事柄の省力化・効率化にとどまらず、前述したようなデジタルがあって初めて実現できる学びが実践可能となり、このことが教員や児童生徒が抱く学びのイメージを変え、授業を変えつつある。

1 島根県におけるICTの活用の現状と課題

「令和6年度 全国学力・学習状況調査」によれば、授業で1人1台端末等を活用している島根県内の小中学生の割合【図1】は徐々に増えているが、全国平均より低い状況である。また、学習における1人1台端末等の活用について「考えを共有したり比べたりしやすい」「考えや意見を分かりやすく伝えることができる」と感じている小中学生の割合【図2】や、「自分のペースで理解しながら学習を進めることができる」と感じている中学生の割合も全国平均より低い状況である。令和6年度に全生徒1人1台端末環境が整った県立の高等学校の授業においても生徒の1人1台端末の活用をより一層充実していく必要がある³。

児童生徒が情報手段の一つである1人1台端末や汎用クラウドツール等のICTの特性や強みを知り、学習に生かしていくことができるよう、児童生徒一人一人の情報活用能力を小中高と系統的に育成していくことが必要である。ICTを効果的に活用することにより更なる授業改善を推進するためにも教員の授業観の転換とICT活用指導力の向上は喫緊の課題となっている。

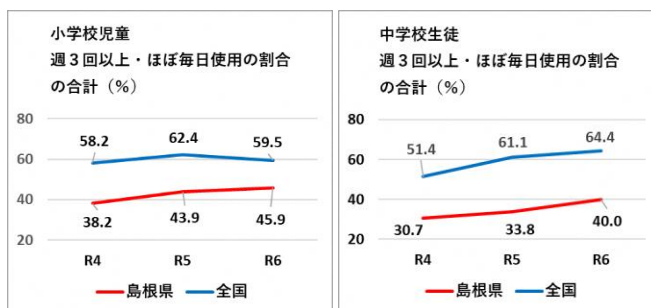


図1 調査対象学年の児童生徒が、前年度までに受けた授業でPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用したかに対し、「週3回以上」「ほぼ毎日」と回答した割合の合計(%) 全国学力・学習状況調査

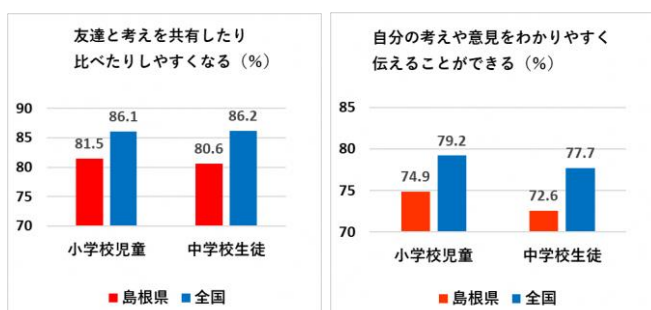


図2 調査対象学年の児童生徒が、前年度までの学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を活用することについて、どれくらい当てはまるかに対し、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計(%) 全国学力・学習状況調査

¹ GIGAスクール構想はクラウドを使うことが前提となっている。クラウドの特徴や活用のイメージは、文部科学省ウェブページ「[StuDX Style](#)」の特集「[GIGAスクール構想×クラウド活用](#)」が参考になる。

² 文部科学省は令和5年度から全国すべての都道府県及び政令指定都市に指定校をおき、全国に好事例を展開するリーディングDXスクール事業を推進している。Webページ「[リーディングDXスクール](#)」から実践事例等が参照できる。

³ 高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を目指し、文部科学省は令和6年度に高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）を立ち上げ、島根県内でも県立高校23校が指定校となっている。[文部科学省Webページ](#)から事例等が参照できる。

2 1人1台端末とクラウド環境等を生かした学び

(1) デジタル学習基盤の整備

GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進み、令和3年度からは、1人1台端末の本格的な活用が開始されている。

国策として整備された学校のICT環境は、学校教育における重要な学習の基盤となってきた。このデジタル学習基盤⁴の意義は、①1人1台端末やクラウド環境等の情報機器ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤となっていること、②多様で大量の情報を扱ったり、時間や空間を問わずに情報をやり取りしたり、思考の過程や結果を共有したりするなど、児童生徒の学習活動や教師の授業・校務における情報活用の格段の充実を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する学習環境を教師にとっても持続可能な形で実現していること、と整理できる【図3】。

こうした環境は、教師の意図的な指導と合わせ、自立した学習者を育成していく上で大いに役立つものである。

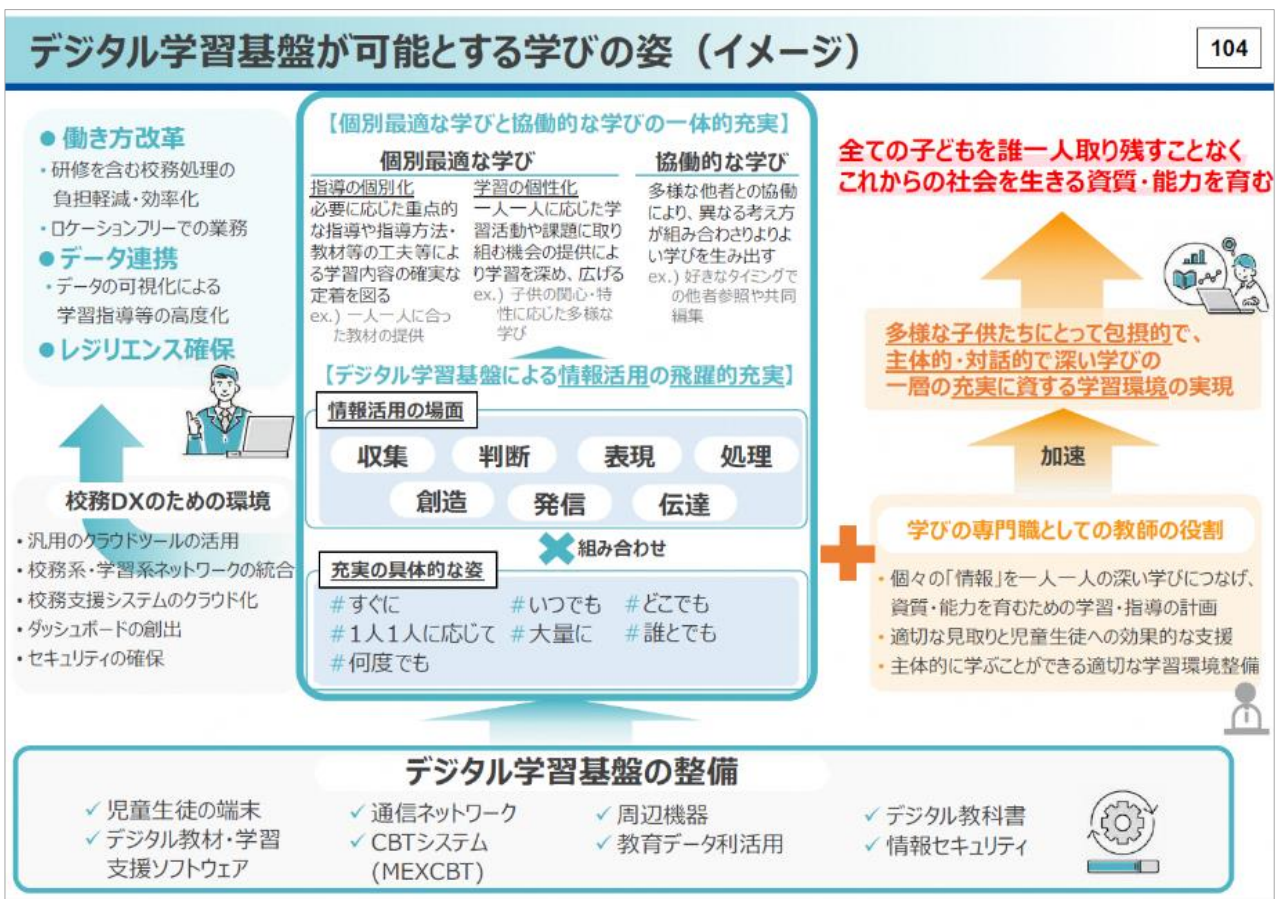


図3 デジタル学習基盤が可能とする学びの姿（イメージ）

(文部科学省「デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理」令和6年11月 p.104)

(2) クラウド環境がもたらす学びの変容

デジタル学習基盤の整備が進み、それまでの「教師が授業でICTを効果的に活用する」だけでなく「児童生徒が学びにICTを日常的に活用する」ことが実現可能となった。例えば、ある課題に対して、児童生徒自身が、紙の教科書、デジタル教科書、インターネット（動画、ウェブサイト）、紙の図書、デジタル教材、教

⁴ 現時点において、令和の日本型学校教育におけるデジタル学習基盤の要素は、①児童生徒の端末、②通信ネットワーク、③周辺機器、④デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェア、⑤CBTシステム（MEXCBT）⑥教育データ活用、⑦情報セキュリティで構成される。（文部科学省「デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理」令和6年11月）

師がクラウド上に共有した素材などを活用し、学習のゴールに向かってそれぞれがアプローチすることができる。デジタル学習基盤によって、個別最適な教材や情報、学び方と出合える可能性が高まっている。

また、児童生徒がクラウド環境を生かした他者参照⁵を行うことで、自らの学びの手がかりとし、自分では気づかなかった視点を獲得し、学びを深めることも可能となった。このような学び方はデジタル学習基盤なしでは実現が困難である。このように、クラウドの十全な活用により、情報の共有、共同編集、成果物の再構築などが格段に容易になることで、個別最適な学びだけでなく、協働的な学びも一体的に充実していくことが可能になっている。

なお、こうした学びを進めるにあたっては、児童生徒が教科等の見方・考え方を働かせながら学習に取り組み、資質・能力を身に付けていくことができるように、教師が計画的・意図的に指導することが重要であることは言うまでもない。そのためには、児童生徒がめあてや課題意識をもって、自分で情報を集め、考え、まとめる時間を十分に設定するなど、自分に合った学びを選択できる環境を準備することが必要である。

一方、クラウド環境を利用することで、従来の机間指導のみでは困難であったクラス全体の児童生徒の学習状況や考えを教師が瞬時に把握することが、より一層容易になった。これによって、困っている、つまづいている児童生徒に対して、教師が最適なタイミングで支援できるようになるなど、教師にとってもクラウド環境は指導のツールとして大きな役割を果たすことが可能となっている。

ただし、ICT活用自体が児童生徒の資質・能力に直結すると考えるのは早計である。多様な児童生徒一人一人の主体的・対話的で深い学びの実現を通じて、児童生徒の資質・能力の育成が図られていくものである。そうした観点から、ICT活用が深い学びにつながっていくように、適切な指導計画や学習環境の設定、児童生徒の丁寧な見取りと適切な支援といった、学びの専門職としての教師の役割は極めて重要であり、不可欠である。

(3) 児童生徒の学びの保障

ICT活用の特性や強みを生かすことは、多様な児童生徒の学びの保障にも大きな成果を上げている。不登校や特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にある中、リアルタイムで授業をつなぎ、参加することが可能となり、翻訳機能や読み上げ機能の活用も可能になるなど、1人1台端末の整備前には実施が困難であった学びの保障に直結する取組が行われるようになってきている。新型コロナウイルスをはじめとした感染症や自然災害などの緊急時においても、自宅等と学校をつなぎ、学びの継続が可能となるなど、デジタル学習基盤は令和の学びに不可欠なものとなっている。

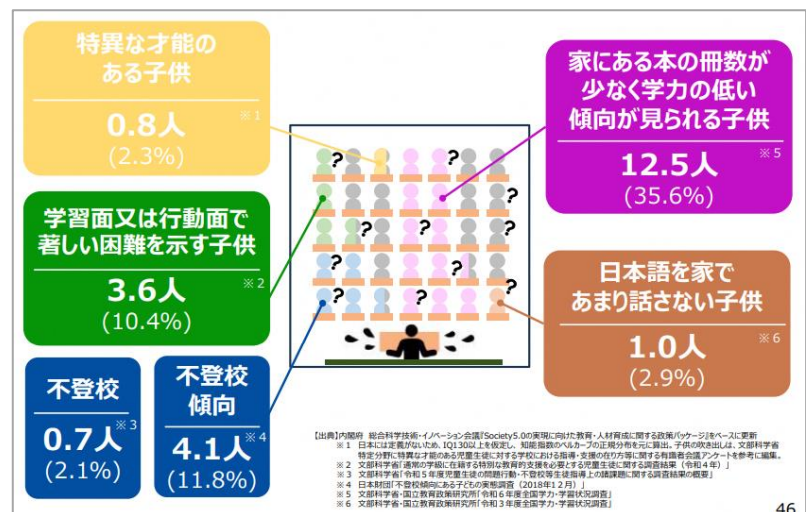


図4 小学校35人学級における多様性
(文部科学省「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）参考資料」)

3 学習の基盤となる情報活用能力の育成

(1) 全ての児童生徒が身に付ける必要がある資質・能力

生成AIをはじめデジタル技術が飛躍的に発展する中、小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る必要性が指摘されている。

⁵ クラウド上で共有されるデータを個人の端末上で参照する活用法。学び手が任意のタイミングで必要な情報を一方的に参照したり、結果だけでなく途中の過程も参照したりできる。

小中高等学校の学習指導要領において、情報活用能力は、言語能力と問題発見・解決能力とともに「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられている。これは、一部の児童生徒だけではなく、全ての児童生徒が身に付ける必要がある資質・能力ということを意味し、教科等横断的な視点での育成が必要である。

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。より具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考⁶、情報モラル等に関する資質・能力等も含むものである。

平成 28 年 12 月に出された中央教育審議会答申において、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に三つの柱によって捉えていくことが提言され、情報活用能力は次のように整理されている。

○知識及び技能（何を理解しているか、何ができるか）

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等（理解していること、できることをどう使うか）

様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか）

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

(2) 情報活用能力の視点でのカリキュラム・マネジメントの推進

情報活用能力を確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であり、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待される。教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うこと、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

文部科学省は情報活用能力を「資質・能力の三つの柱」と「想定される学習内容」の視点で整理し、具体例を児童生徒の発達段階の5つの段階（ステップ1：小学校低学年、ステップ2：小学校中学年、ステップ3：小学校高学年、ステップ4：中学校修了段階、ステップ5：高等学校修了段階）で示した「[情報活用能力の体系表例](#)」を作成している。情報活用能力の育成状況や、自校の実態に応じて育成する段階を検討し、指導の改善・充実を図る際の目安としての活用が期待される。特に、児童生徒が進級または進学した際には、児童生徒の情報活用能力がどの程度育成されているか、本体系表例を実態把握に活用するとともに、各



情報活用能力の体系表例



情報活用能力育成のためのアイデア集



情報活用能力育成の目安（島根県）

⁶ 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような組み合わせが必要であり、1つ1つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。小学校は、身近な生活の中での気付きを促したり、各教科等で身に付いた思考力を「プログラミング的思考」につなげたりする段階、中学校及び高等学校は、それぞれの学校段階における生徒の抽象的思考の発達に応じて、構造化された内容を体系的に教科学習として学んでいく。詳しくは、[文部科学省「教育の情報化に関する手引-追補版-（令和2年6月）」第3章](#)を参照のこと。

学校・学年の実態に応じた育成及び指導の改善・充実を行う目安としても活用するという一連の流れが重要である⁷。

4 情報モラル教育の充実：生成AIの存在をふまえて

生成 AI は加速度的に普及・発展しており、スマートフォン等のデバイスが広く利用されることと相まって、既に一定数の児童生徒が学校外で何らかの形で生成AIに触れているとの指摘もある⁸。さらに、1人1台端末の活用が日常化する中で児童生徒の学習環境への統合や、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成AIの出力結果を意図せず利用していることも考えられるなど、様々な形で生成AIが社会生活に組み込まれつつある。

これらをふまえれば、情報活用能力の育成にあたっては、生成AIが社会の中で果たす役割や影響、生成AIに関する法・制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること、問題の発見・解決等に向けて生成AIを適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けていくことが期待される。特に、多くの社会人が生産性の向上に活用している生成AIの仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を各教科等の中においても意識的に育てていく姿勢が重要であり、生成AIが更に社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、発達の段階や各学校段階、児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある⁹。

(1) 情報モラル教育の一層の充実

情報モラルは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、情報活用能力の重要な要素である¹⁰。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避等、情報を正しく安全に利用できること、コンピュータ等の情報機器の使用による健康との関わりを理解すること等を指す。

「生成 AI の普及により偽情報が増加する」「フィルターバブル等に子どもがさらされている」といった指摘もある中においては、発達の段階に応じた児童生徒の情報モラルを育成することがますます重要であり、また、生成AI の特徴を踏まえれば、情報の真偽を確かめる（いわゆるファクトチェック）方法等もこれらの活動の一環として意識的に学んでいくことが望ましい¹¹。発達の段階に応じて次のような学習活動を強化することが求められる。

- ・ 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ・ ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動
- ・ 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ・ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ・ 情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動（高等学校段階のみ）
- ・ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動
- ・ インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性があり、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

⁷ 文部科学省「情報活用能力育成のためのアイデア集」や島根県教育委員会「情報活用能力育成の目安」も、情報活用能力の共通理解を図るための教員研修や指導計画の作成、情報活用能力育成の視点からの授業づくりの参考にされたい。

⁸ 民間の調査によれば、年代別の生成AI利用経験者は、10代が26%と最多で、次いで20代、30代と年代が若いほど生成AIを活用する割合が高い結果となっている。（MM総研「生成AIの個人利用状況調査」（2024年8月時点））

⁹ 教育現場での生成AIの利活用の在り方については、文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」を参照されたい。

¹⁰ 学習指導要領 総則 第1章 第2の2(1)

¹¹ 偽情報の実態やファクトチェックの仕方については、文部科学省「令和5年度 情報モラル教育指導者セミナー」第5回アーカイブ動画が参考になる。

(2) 情報モラルに関する指導の工夫

1人1台端末を学校に導入する場合、例えば小学校においては、アカウントやパスワードの管理方法や学校での「使い方のルール」などを丁寧に教える必要がある。また、端末を家庭に持ち帰って学習する場合には、家庭での利用についての指導も必要であろう。

しかし、情報モラルの指導では、情報モラル教育の必要性は理解できるがどのように指導すればよいかわからず、ただトラブル事例の紹介と危険性の啓発、ルール作りの指導に終始してしまうというケースがある。トラブル事例と危険性を提示して指導したところで、児童生徒がトラブルを「自分のこととして自覚」していなければ、その後の行動変容は難しい。

1人1台端末を使いこなすことを前提にすると、従来の情報モラル教育で行われてきたような「〇〇しない」という指導だけではなく、「どうしたらリスクを減らして上手に活用できるか」という、活用を意識した指導が必要になってくる。そもそも「〇〇しない」といった指導では、児童生徒が「自分の行動にどのようなリスクがあるのか」を考える機会を奪うことになり、児童生徒のリスクを考える力の育成にはつながらない。画像や動画を公開することやSNSで発信することのメリットについても目を向けながら、どのようなリスクがあるのかを考えさせることが情報及び情報技術の適切な活用につながっていくポイントである¹²。



情報モラル教育
ポータルサイト

指導にあたっては、次のような工夫が考えられる。

- ・「夜遅くとは何時からか」、「悪口とは何か」、「マナーとは何か」、「使いすぎとはどのような状態か」などを議論させ、自分が考えている認識と相手が考える認識にズレがあることを自覚させる。
- ・児童生徒は、SNSへの書き込みや著作権、使いすぎも出会い系サイトも、危険性を全く分かっていないためにトラブルに遭う訳ではなく、「これくらいは大丈夫だろう」という危険性の見積もりの甘さがトラブルを引き起こす要因になっている。「このような危険があるから気をつけなさい」、「使わないようにしなさい」、「ルールやマナーを守りましょう」というような他律的でキャッチフレーズ的なルール指導から、情報を「公開する範囲」やその範囲での「リスクの程度」を児童生徒に考えさせるといった学習活動を通して、自分の意志で判断しながら行動する力を育てる。

(3) 学校教育と著作権

著作権とは、知的財産権の一つで、文化的な創作物を保護するものである。文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物といい、それを創作した人が著作者である。原則として、著作権は、著作者の生存中及び死後70年間である。教育活動においては、情報モラル教育、授業における著作物の利用、学校便り・ホームページ等による情報発信、生成AIを活用したコンテンツの生成といった場面において、利用の条件を確認し著作物を正しく取り扱わなくてはならない。

著作物は作った人のものであり「著作権者へ許諾を得る」のが基本だが、著作権法第35条は、教育の公益性から、授業の過程における著作物の利用を一定の範囲で認めている。また、2021年の著作権法の改正により、学校設置者が著作権管理団体であるSARTRAS（サートラス＝授業目的公衆送信補償金等管理協会）¹³に一定の補償金を支払うことを条件に、著作者の許諾がなくても著作物を利用できる範囲が広がっている。学校の授業ではできたことが、それ以外の場ではできないことがあるという点もふまえて児童生徒も確認しておく必要がある。

あいまいな点については『改正著作権法 第35条運用指針（令和3（2021）年度版）』等で確認¹⁴をし、分らないことがあればSARTRAS（サートラス）等に問い合わせを行う必要がある。

¹² 文部科学省Webページ「[情報モラル教育ポータルサイト](#)」には、情報モラルの指導にあたって活用できる動画等のコンテンツや事例、関連サイトなどがまとめられている。

¹³ [SARTRAS（サートラス）のWebページ](#)では補償金を支払っている自治体が確認できる。

¹⁴ 学校での著作権利用については、[文化庁「学校における教育活動と著作権（令和5年度改訂版）」](#)が参考になる。また、[文化庁Webページ](#)には著作権に関する教材なども掲載されている。

5 校務DX：教員の働きやすさと教育の一層の高度化を目指して

(1) 令和の日本型学校教育を支える基盤としての校務DX

GIGAスクール構想により整備されたクラウド環境は、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教師の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現する上でも極めて大きな役割を果たしうるものである。

令和5年3月、文部科学省は今後の教育情報システムのあるべき姿として校務系ネットワークと学習系ネットワークの統合及びパブリッククラウド環境を前提とした次世代の校務DXの姿を示している¹⁵。その目的は、教職員等の更なる負担軽減、コミュニケーションの迅速化・活性化や、ロケーションフリーでの校務処理による教職員一人一人の事情に合わせた柔軟かつ安全な働き方の実現といった教員の働き方改革、データ連携・可視化による学校経営・学習指導・教育政策の高度化、大規模災害発生時の業務のレジリエンスの確保にある。

将来的に、あらゆる校務をパブリッククラウド上で行うことを想定し、今ある標準的なGIGAスクール環境の下で実施可能な汎用クラウドツールを用いた取組を進めていくことが望まれる。具体的には、文部科学省が示している「GIGAスクールの下での校務DXチェックリスト」¹⁶が参考になる。



GIGAスクールの下での校務DX
チェックリスト

(2) 教育情報セキュリティの確保

次世代の校務DXを実現するに際しては、情報セキュリティの確保がこれまで以上に重要となる。情報セキュリティ対策とは、「何を」「何から」「どのように」守るかを明らかにすることである。学校においては、児童生徒の名簿や成績などの情報自体に加えて、それらを記載したファイルや電子メールなどのデータ、データが保存されているパソコンやサーバ、USBメモリなどの記録媒体等の「情報資産」が守る対象となる。したがって、まず学校がどんな情報を持っていて、それがどこにあるのか、どのように管理され、誰がアクセス権を持つのかを整理することが学校のセキュリティ対策の第一歩である。

情報セキュリティ事故の原因は様々あるが、「紛失・置き忘れ」「誤公開」「誤送信」といった人的要因によるものが全体の80%を占めており、成績処理を行う学期末の7月、11月、12月に多く発生する傾向にある¹⁷。原因の多くを占める人的要因による事故を防ぐため、学校が所有している情報資産についてその情報の重要度に応じた分類・仕分けをし、誰が、どの情報にアクセスしてよいのか、また、追加、削除や変更など、情報をどのように扱うことができるのか、といったルールを確認しておきたい。学校あるいは所属自治体の教育情報セキュリティポリシー¹⁸の「実施手順」を確認した上で、教職員間で共通理解を図ることが大切である。

教職員だけでなく、児童生徒においても学校外でのデジタルデバイスの利用機会が増加することにより、情報セキュリティインシデント発生件数の増加が危惧される。情報セキュリティインシデントが発生した場合の報告や対応について、マニュアル等を作成の上で対象者に周知徹底する必要がある。児童生徒に関しては定期的に報告手順の確認や報告の訓練を実施することが望ましい。

6 教師に求められるICT活用指導力等の向上

主体的・対話的で深い学びの実現や情報活用能力の育成のためには、一人一人の教師がICT活用指導力の向上の必要性を理解し、校内研修等に積極的に参加したり、自ら研鑽を深めたりすることが期待される。

¹⁵ 文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DXについて」（令和5年3月）

¹⁶ 具体的な取組の事例については、文部科学省がまとめた「校務DXチェックリストの項目に関連する令和5年度のリーディングDXスクールの実践」を参照されたい。

¹⁷ 最新の動向は、ISEN「令和5年度（2023年度）学校・教育機関における個人情報漏えい事故の発生状況-調査報告書-第2版」を参照されたい。

¹⁸ 文部科学省が考えるGIGAスクール構想の下での情報セキュリティのあるべき姿を示したものが、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和6年1月）」である。地方公共団体の教育委員会はこれを参考に各々の教育情報セキュリティポリシーを策定、見直しをすることとなっている。

(1) 教員のICT活用指導力

文部科学省は「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力を、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応、ICTや情報・教育データの利活用の5つに構造的に再整理している。中でも、「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」をより効果的に行うための手段として位置付けられている。【図5】

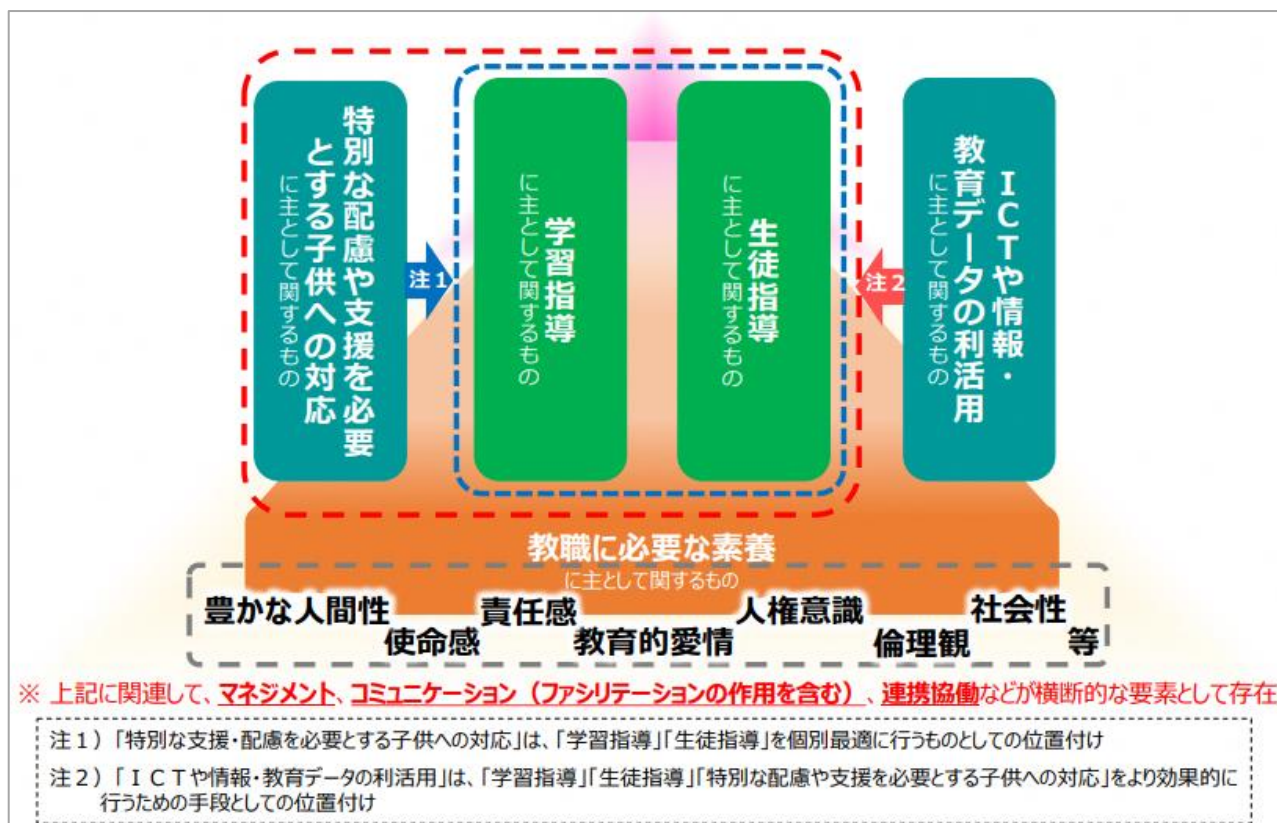


図5 教師に共通的に求められる資質能力の具体的内容

文部科学省「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容」（令和4年8月）

「ICTや情報・教育データの利活用」を具体化したものとしては、文部科学省が作成している「[教員のICT活用指導力チェックリスト](#)」¹⁹が参考になる。これは、「A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」、「B 授業にICTを活用して指導する能力」、「C 児童生徒のICT活用を指導する能力」、「D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の4つの大項目から構成されている。指導力の範囲は、授業におけるICT活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務にICTを活用できることも含まれている。このことは、教師のICT活用指導力が、すべての教師に求められる基本的な資質・能力であることを意味するものである。児童生徒1人1人の資質・能力を育成するために、ICT活用指導力の各項目を意識した教職員研修の受講や自己研鑽を積み重ね、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に継続的に取り組むことが望まれる。

(2) 学校のICTの活用を推進するには

学校におけるICTの活用を推進するキーパーソンは、ICTの活用を組織全体へ広げていくICT担当者と、その取組を支え学校経営の方向性を示す管理職である。

¹⁹ 島根県教育センター研究・情報スタッフでは令和4年度の研究成果物としてICT活用指導力チェックリストを活用した「[ICT活用指導力を高めたい教職員のための研修ガイド](#)」を作成している。

校内の ICT 担当者の役割としては、校内のICTの活用状況の把握、困りごとなど相談できる場の設定、スキルアップのための研修等の企画・実施や情報提供、中長期の目標やロードマップの作成といったことが考えられる。ICTの活用之苦手意識をもつ教職員は少なくない。教職員が持っている知見やスキルをシェアしあえる環境を大切に、コミュニケーションをとりながら、教職員の困りごとに耳を傾け、繋いでいくことがポイントになる。

ICT担当者がリーダーシップを発揮するには、教職員が一致団結して取り組むための柱となる共通の目標が必要である。そして、目標達成に必要なものとしてデジタル学習基盤を位置付けることがポイントとなる。一方、トラブル対応など ICT担当者一人が担うのではなく、ICT担当者を中心にチームで動けるよう組織することも大切である。また、ICT活用の目的は「授業改善」であり、必ずしもICT担当者が ICTの活用に関与している必要はない。チームでの試行錯誤や協働、実践の共有を奨励し、トライ＆エラーの中で、教職員のチャレンジを促し、主体性を引き出すことも大切なポイントである。

(3) デジタルの力でリアルな学びを支える

デジタル学習基盤は、児童生徒一人一人の興味や関心に応じ、よさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、その効果的な活用は緒に就いたばかりである。我が国のデジタル競争力は他国の後塵を拝しており、社会全体の生産性や創造性を高めていく観点からもデジタル人材育成の強化は喫緊の課題である。その一方で、実体験の格差やデジタル化の負の側面等を指摘する声もある。「デジタルかリアルか」、「デジタルか紙か」といった二項対立に陥らず、「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に授業改善に取り組む必要がある。



文部科学省Webページ
「StuDX Style (スタディーエックス スタイル)」
ICTの日常的な活用のイメージをつかむための実践事例や研修動画など



文部科学省Webページ
「リーディングDXスクール」
リーディングDXスクール指定校の実践事例・動画や学習会案内など